

都市計画の決定権者

都市計画の内容		市町村決定（※1）	都道府県（指定都市※2）決定	
		知事への協議・同意	大臣同意 不要	大臣同意 必要
		市については 同意不要		
都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並び に国の利害に重大な関係がある 都市計画の決定の方針			○（※12）
	その他		○（※12）	
区域区分				○
都市再開発方針等			○	
地域	用途地域	○（※3）		
	特別用途地域	○		
	特定用途制限地域	○		
	特例容積率適用地区	○（※3）		
	高層住居誘導地区	○（※3）		
	高度地区	○		
	高度利用地区	○		
	特定街区	○（※3）		
	居住調整地域・特定用途誘導地区	○		
	都市再生特別地区			○
	防火地域・準防火地域	○		
	特定防火街区整備地区	○		
	景観地区	○		
	風致地区		○	
	その他	○		
	駐車場整備地区	○		
	臨港地区			○
	国際戦略港湾及び国際拠点港 湾			
	重要港湾		○	
	その他			
	歴史的風土特別保存地区	○		
	特別緑地保全地区		○	
	その他	○		
	（近郊緑地特別保全地区）			○
	緑地保全地域		○	
	その他	○		
	緑化地域	○		
	流通業務地区		○	
	生産緑地地区	○		
	伝統的建造物群保全地区	○		
	航空機騒音障害防止地区		○	
	航空機騒音障害防止特別地区		○	

促進 区域	市街地再開発促進区域		○		
	土地区画整理促進区域		○		
	住宅街区整備促進区域		○		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○		
遊休土地転換利用促進地区			○		
被災市街地復興推進地域			○		
都 <					

市街地開発事業	土地区画整理事業	国の期間又は都道府県が施行する面積50ha超	△	○	
		その他	○		
	新住宅市街地開発事業			○	
	工業団地造成事業			○	
	市街地再開発事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超	△	○	
		その他	○		
	新都市基盤整備事業			○	
	住宅街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積20ha超	△	○	
		その他	○		
	防災街区整備事業	国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超	△	○	
		その他	○		
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域			○	
	工業団地造成事業予定区域			○	
	新都市基盤整備事業予定区域			○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域		○		
	一団地の官公庁施設予定区域				○
	流通業務団地予定区域			○	
地区計画等	地区計画		○(※3) (※11)		
	防災街区整備地区計画		○ (※11)		
	歴史的風致維持向上地区計画		○ (※11)		
	沿道地区計画		○ (※3) (※11)		
	集落地区計画		○ (※11)		

- ※1 △印の都市計画は、市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る。
- ※2 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても、都道府県決定
- ※3 特別区の存する区域においては、都が決定。なお、特定街区については面積が1haを超えるもの、地区計画及び沿道地区計画についてはそれぞれ3haを超える再開発等促進区又は沿道再開発促進区を定めるものに限る
- ※4 知事同意に加えて、大臣同意が必要
- ※5 首都高速道路及び阪神高速道路については大臣同意が必要
- ※6 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港
- ※7 新千歳空港、旭川空港、稚内空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、大阪国際空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
- ※8 広場に限る
- ※9 原則は都道府県決定だが、都市再生整備計画に係る都市計画の決定等の場合は指定都市決定
- ※10 指定都市が決定するのは、一つの指定都市の区域内の存するものに限る
- ※11 都道府県知事の協議・同意事項は地区計画等の位置及び区域、地区施設等の配置及び規模等に限定
- ※12 指定都市が決定するのは、一つの指定都市の区域内で完結する都市計画区域に係るものに限る